

第2節 道路災害応急対策

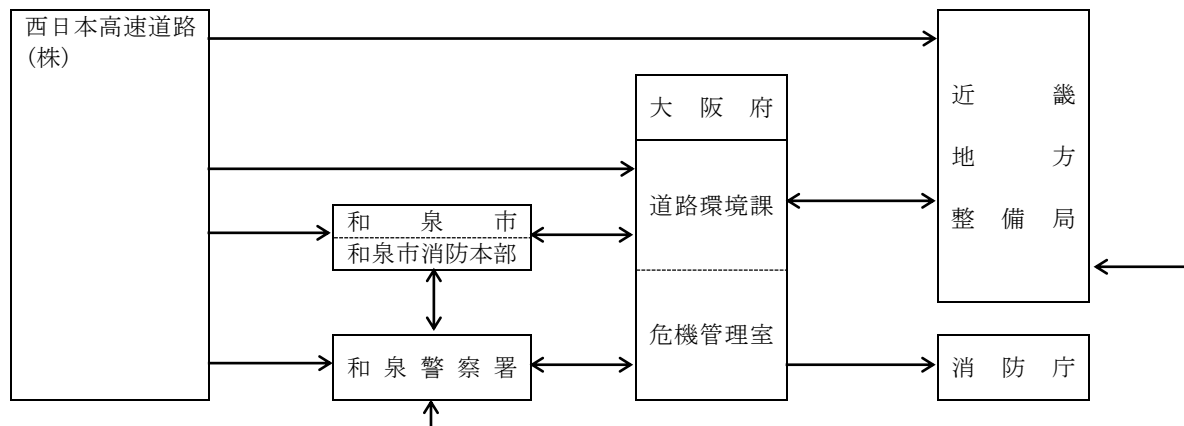
関係機関	都市整備室、土木維持管理室、和泉警察署、消防本部
------	--------------------------

市は、道路管理者、府、防災関係機関と相互に連携して道路構造物の被災に伴う大規模事故又は重大な交通事故による災害が発生した場合には、迅速かつ的確な応急対策を実施する。

第1 情報収集伝達体制

大規模事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の情報収集伝達は、次により行う。

1 情報収集伝達経路



2 収集伝達事項

- (1) 事故の概要
- (2) 人的被害の状況等
- (3) 応急対策の活動状況、事故対策本部の設置状況等
- (4) 応援の必要性
- (5) その他必要な事項

第2 道路管理者の災害応急対策

道路管理者は、速やかに災害応急対策を実施する。

1 災害の拡大防止

速やかに被災者の避難誘導等の必要な措置を講ずる。

2 危険物等の流出対策

他の防災関係機関と協力し、直ちに、防除活動、避難誘導を行い、危険物等による二次災害の防止に努める。

3 救助・救急活動

事故発生直後における、負傷者の救助・救急活動に協力する。

4 施設の応急復旧

迅速かつ的確な障害物の除去、仮設等の応急復旧を行い、早期の交通確保に努める。

5 関係者等への情報伝達

災害の状況、安否情報、医療機関の状況、施設の復旧状況などの情報を適切に関係者等へ伝達する。